

内平・原畑の猪鹿垣



野呂山を望む



猪鹿垣碑



イノシシ捕獲 (04. 2)

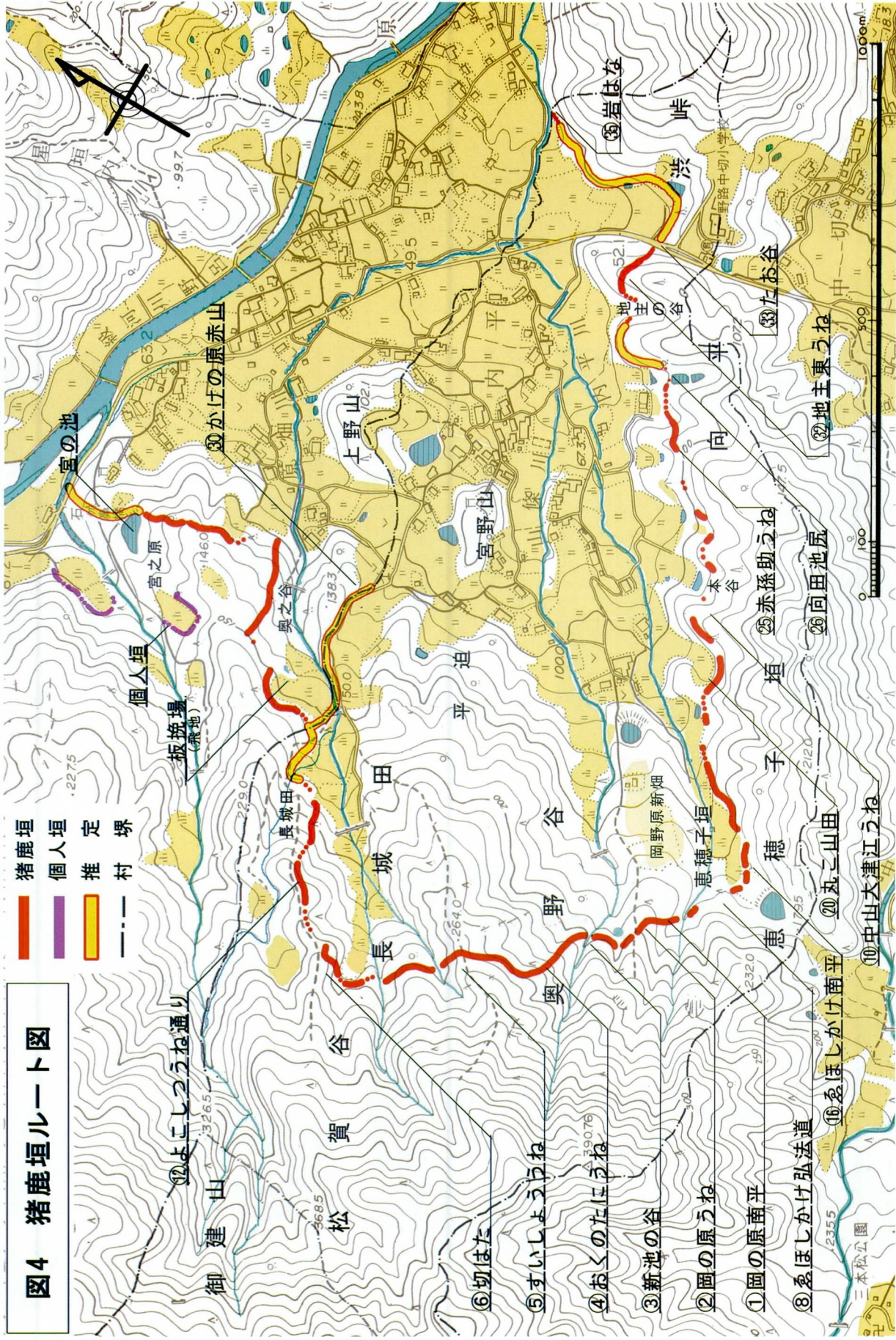


長城田の猪鹿垣



内平の一本杉

図4 猪鹿垣ルート図



瀬戸内野呂山麓内平村の猪鹿垣について

佐竹 昭*・福本 俊彦**・向 巖***

序

本稿では、広島県呉市安浦町大字内平・原畑地区に残る猪鹿垣遺構について、その現状の紹介と築造の歴史、さらに築造当時の周辺の自然環境について考察を行うことにしたい。

この猪鹿垣は文化10（1813）年に築造されたもので、広島藩の地誌『芸藩通志』（1825）所載賀茂郡内平村絵図にも記入されている。さらに、築造当時の古文書も地元内平地区に伝えられており、遺構と絵図・文書等の諸資料が一体的に伝えられるという幸運に恵まれている。江戸時代民衆の生活に密着した重要な歴史遺産であるが、研究者はもちろん、地域においてもあまり知られていないのが実情である。

今回、広島大学研究支援金（文理ジョイントプロジェクト）による研究の一環として、旧安浦町文化財保護委員長福本俊彦氏、同保護委員向巖氏の熱意とご協力を得て、この猪鹿垣をめぐる総合

的な調査研究を試みることにした。

1章では福本が「古文書からみえる猪鹿垣」として、これまでの研究史の紹介を行ったうえ、主として古文書を用いて築造の経緯や財源について検討し、氏が先に執筆された『安浦町史』の成果をさらに発展させている。2章では向が「GPSからみえる猪鹿垣」として、GPSを用いた遺構図の作成と、現地調査の結果をまとめている。GPSの利用については本学総合科学部の海堀正博氏の格別のご援助を仰いだ。3章では佐竹が「林野の所持利用と猪鹿垣」として、享保から明治にかけての林野台帳から当時の自然環境の復元を試み、享保の山帳を資料として加えている。

本稿がこの遺構の保存や研究にささやかながらも資することを祈念するとともに、本研究にご協力いただいた内平地区の皆様にご感謝申し上げます。

（佐竹 昭）

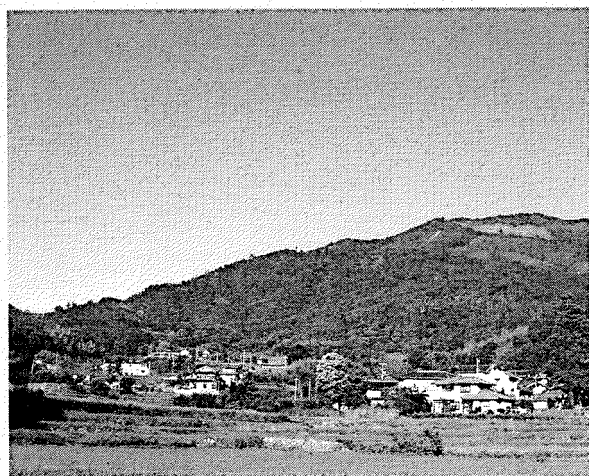


写真1 内平地区と野呂山

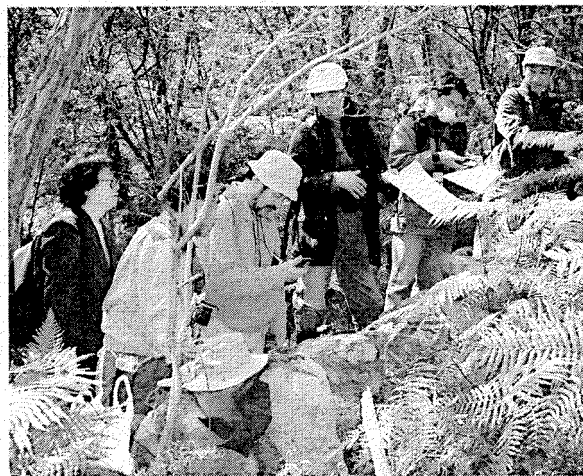


写真2 調査風景

*広島大学総合科学部広域文化研究講座

**旧安浦町文化財保護委員長

***旧安浦町文化財保護委員

1章 古文書からみえる猪鹿垣

はじめに

近年、農家の高齢化・後継者不足などの理由で里山の荒廃が進んでいる。それと関連して猪害が深刻な問題になっている。鳥獣の害は古来、人間にとって深刻な問題である。なかでも猪による被害は甚大であった。江戸時代、被害を防ぐ手だてとして対馬藩の陶山訥庵が元禄13年(1700)から宝永6年(1709)にかけ鉄砲によって全島の猪を絶滅させたといわれる方法⁽¹⁾、一般的に行われた鉄砲猟師を雇い、毎年計画的に駆除する方法⁽²⁾、讃岐国小豆島の120キロメートルにも及ぶ猪垣構築⁽³⁾による防御など状況によりさまざまである。

広島県呉市安浦町大字内平・原畑地区には合わせておよそ6.5キロメートル、中国地方最大級といわれる猪鹿垣の遺構がある⁽⁴⁾。両地区は幕藩時代、瀬戸内の大山塊である840メートルの野呂山麓東南の傾斜地に開けた賀茂郡の小村であった。当時、900余カ村あったといわれる中で『芸藩通志』(以下、『通志』という)の村絵図に猪鹿垣のみえる村は内平、原畑の両村のみである。野呂山塊の東南側は日照も良く、温暖で降雪量も少なく、鳥獣などの生息には適地である。それだけに古くから猪鹿の害に悩まされた地域であったらしい。図1に内平・原畑地区位置を、図2・3に両村の村絵図を示してみる。

内平地区の自治会には多くの古文書が伝わり⁽⁵⁾、猪鹿垣の築調に関する文書もある。

猪鹿垣の調査・研究の報告は初期の呉市史編さんに関与された今亡き田口 稔氏が『芸備地方史研究』71号(昭和43年)で発表された「広島県内平村の猪垣」(以後、「内平村の猪垣」という)が先駆けと思われる。埋もれていた郷土の歴史を掘り起こし、発表された意義は大きい。

報告書では猪鹿垣築調の経緯、規模、築調時の仁方村との掛け持ち庄屋手島助次の紹介、『通志』からみた村勢などが簡便に述べられている。以後、新聞・雑誌などにその趣旨に沿った紹介がなされているが、簡便に述べられているだけに、築調の時期、資金の調達方法、地名と猪鹿垣位置との関

係など具体面で不明な点もある。なかでも存在が明らかになれば調査・研究に大きく貢献したであろう猪鹿垣の設計図と思われる地名入りの絵図は報告書には部分的に掲載されているが出典の記載がない。所在がつかめないのが残念である⁽⁶⁾。

地元の関係者(文化財保護委員、郷土史に興味を持たれている方など)も猪鹿垣のことをもっと知りたい、掘り起こしたいなど問題意識を持ちながらも、解明には必然的に古文書を読む、ルートを踏査する作業が伴い、取り組みに慎重にならざ

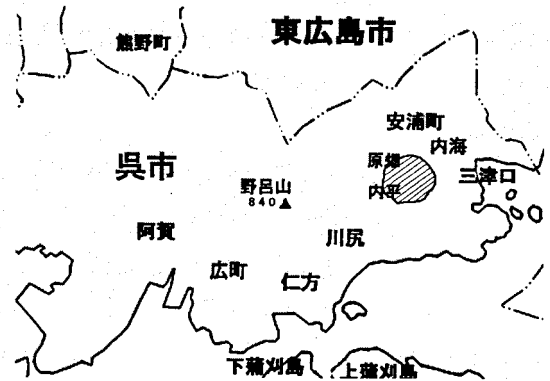


図1 内平・原畑地区位置

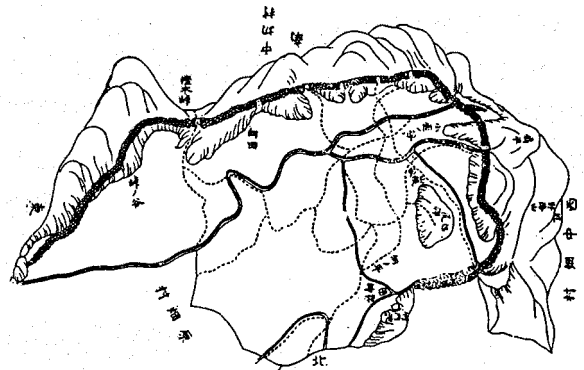


図2 内平村(『芸藩通志』巻七十六)

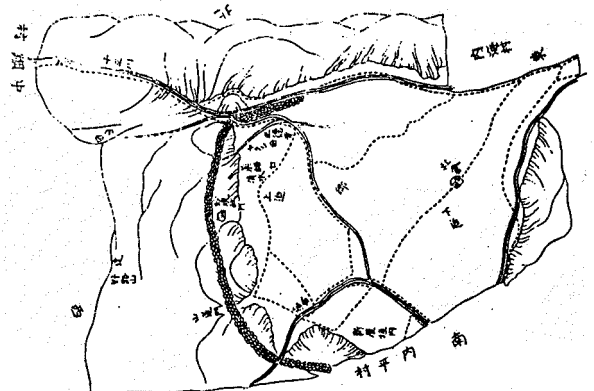


図3 原畑村(『芸藩通志』巻七十六)

るをえず、解明が進まなかったものと思われる。

近時の実践的な調査は平成元年（1989）1月から2月にかけて当時の安浦町文化財保護委員会によって行なわれた実地調査である⁽⁷⁾。調査項目は猪鹿垣を踏破しながらの所在ルートの確認と地図への記録、巻尺での長さの測定、「内平村の猪垣」に記載されている地名の推定である。これらの成果から、猪鹿垣の実態がより具体的、かつ立体的に明らかにされた。

一方、後発の文化財保護委員であった筆者と内平地区在住の同僚保護委員^{（むかい）}も猪鹿垣に関心を持ち、遅々ながらも文書の解読と検討を進めてきた。その内容は拙稿「内平村の猪鹿垣碑にみる村人の難渋」（『安浦町史・通史編』安浦町史編さん委員会編、2004。以後、拙稿という）に掲載している。

その後、われわれは『通志』の村絵図を現在の地図上に落とししたら、実際どのような位置になるのか、新たにみえるものがあるかも知れないと考え、広島大学総合科学部の諸先生のご指導のもと、学生諸氏、さらに地元の人々の協力を得ながらGPS（全地球測位システム）を利用して猪鹿垣ルートの解明を試みた。

しかし、遺構は風雨による崩壊や田畠の石垣利用、地区の道路建設に伴う利用などで欠落箇所が多く、調査精度は落ちるものであった。詳細は次章で向が報告する。

本稿では拙稿以後、存在が明らかになった文書から新たにわかったこと、当時の内平村の様相、猪鹿垣築調の経緯などについて紹介してみたい。

1 内平村の様相と猪鹿垣築調の背景

猪鹿垣は文化9年（1812）から同10年にかけて築調されている。当時の内平村は『通志』によれば、戸口45戸、184人、田畝歳額は14町2反3畝余、128石2斗3升とある。村里の項には「もと、打平と書けり、廣8町、袤23町、西は野呂山高くして、東南もみな山あり、北のかたは、地漸く低く、田野あり、もとより山深くして、猪鹿多く、田稼を害するを憂ふ、よりにて文化年間、石垣を築き、猪鹿の防ぎに備ふ、所謂鹿柴なり、居民、農

余山業あり」と、山深く、猪鹿が多く、害も多かったことを伝えている。原畑村についても「当村にも、鹿柴を設く」とある。同時に猪鹿の害を防いだほうが合理的・効果的である。若干のずれはあるにしても、工事はほぼ同時期に行われたものと考えられる。

内平地区のほぼ中央に目印となる大きな一本杉がある。村人が五穀豊穡を願って建立した穀神社である（地元では荒神さんと呼ぶ人もいる）。境内の一角におよそ1メートルの猪鹿垣碑があり、碑文が次のように刻んである。

社倉役 実五郎
（右面） 文化十年癸酉三月 給 役 勘右衛門
長百姓 勘七
同 庄之助
（正面） 猪鹿垣 長 四十町（4.4キロメートル）
高 凡五尺（1.5メートル）
（左面） 右当村庄屋仁方村助次与土人計
之置石圍築之以防荒田畠作毛之
難免終夜挽鳴子之難矣

碑は文化10年（1813）3月に猪鹿垣が完成したことを記念し、築調の中心人物が建立している。左面には「仁方村の庄屋で当分庄屋をかねた助次と村民（土人）が石をかさねて囲いを築き、猪鹿から田畠や農作物の荒れを防ぐようにした。これからは、夜通し鳴子をひき鳴らす苦勞をしなくても済むようになった」とある。村民の喜びと安ど感が伝わってくる。

当時の内平村は望月左内という藩士の一村丸給地村であった。左内の役職は寛政2年（1790）の時点では武官の御先手者頭である⁽⁸⁾。以後は確認できない。左内の父親の望月蔵人（左忠太改め）は安永2年（1773）藩重役の御年寄となっている⁽⁹⁾。望月家の内平村の知行は安永5年（1776）から左内の子と考えられる望月靱負⁽¹⁰⁾の代の文政3年（1820）まで、44年の永きにわたっている。免高は望月家知行以前より7つ9歩であり⁽¹¹⁾、以後、幕藩体制の終えんまでそれが定免化していたと思われる。

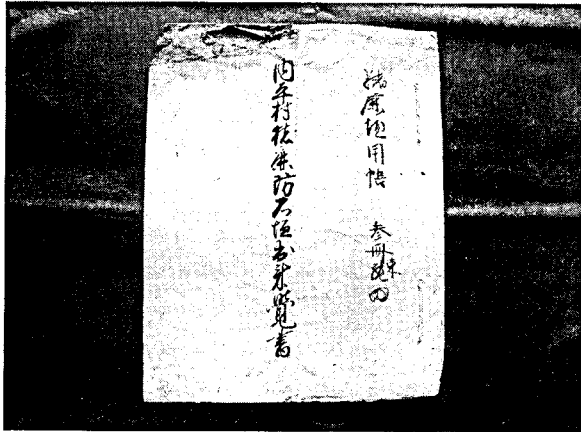


写真3 内平村猪鹿防石垣出来覚書

猪鹿垣の築調工事を行った趣旨と工事費用の内訳を伝えるものとして、給主の望月左内が給庄屋の与三兵衛に一連の事務処理が終わった時点で報告を求め、文化11年(1814)4月、与三兵衛が報告した「内平村猪鹿防石垣出来覚書」(以後、「出来覚書」という)がある。以下、文書に沿って築調の背景を述べてみる。冒頭から読み下してみると、

賀茂郡内平村難渋取り計らいの趣、御尋ねに付き申し上げ候書付
覚

一 当村の儀は、用水不自由、年々稲毛早損つかまつり、なおまた、野呂山市原谷猪鹿の出口にて、作毛を荒らし、かれこれ甚だ難渋の村柄に御座候ところ、去る寛政元酉年(1789)、大雨の節⁽²⁾、山上より津え抜けこみ(崩れるの意)、田畠作り土押し流し、それ已来土地大いに衰え、別して作毛取り実薄く、いや増し、百姓共困窮つかまつる、素より、人すくなの村柄に御座候ところ、右の節より村方にて渡世相凌難く、他所え働き等に罷り出で候者も御座候て只様人少なに相成り、御年貢納所も相凌ぎ難く未進増長つかまつり、百姓共相続相成り難(略)

と窮状を訴えている。これ以後の文書の大意を述べてみる。

- ① 現状を郡役所に報告したところ、組合村の割庄屋が組合中の5カ村の役人に現地で実情を調査し、書面で提出するよう指示した。
- ② 調査の結果、免が7つ9歩(79パーセント)と高い。免を下げるか、何らかの救済策を講じ

なければ生活が成り立たないと組合村役人から代官所に申し上げた。

- ③ 私どもからは、知行主の望月左内様へ救済策をお願いしたが、対策をしめされないうちに庄屋の善右衛門が病死し、後任に仁方村の助次が掛け持ち庄屋を仰せ付けられた(文化7年)。
- ④ 被害の実情を次のように伝えている。

別して、近年旱損がち、猪鹿もいや増し徘徊つかまつり、谷に迫に田畠などは一円作付け相成り申さず、郷中の田畠も追々荒所に相成り、往々のところ不安至極、歎かわしき儀に存じ奉り候(略)。

- ⑤ いろいろ相談の結果、急いで猪鹿を防ぐ必要がある。それには村中を総石垣で囲い、防ぎ止めるべきである。そうしないと第一、年貢も納められない。
- ⑥ しかし、その日暮らしのわれわれには、築調工事の費用は調達できない。御屋敷様に嘆願したところ、お恵みをもって、いろいろな救済の計画について考えていただいた。ありがたいことである。

⑦ それに加えて、御建山の毛上などを遣わしていただき、猪鹿を防ぐことができるようになった。

⑧ それにしても、もともと生活が苦しい村であり、いまだに百姓が続けられるのか心もとなく、庄屋の助次が自分の役料の給料・米などを、なにかと浮かし置いて、余った費用などで雨池などを掘り広め、用水対策などを行った。

⑨ 庄屋の助次にたいする感謝の念を次のように示している。

尤も去る冬(文化10年)助次儀、中畑村え転役仰せ付けさせられ候得共、今もって在役中同様厚く力を入れ、一村永久相続の備えに相成り、百姓共居り合い安心つかまつり候儀に御座候、(略)

ここでは中畑村の庄屋へ転役しても、在役中と同様に尽くしてくれた助次に対し「一村永久相続の備えに相成り」と困難を克服し村が永久に存続できることへの感謝の念と徳を称えている。

以上が「出来覚書」、猪鹿垣碑からみえる村の

様相、築調の背景である。その後、文書整理中に猪鹿垣築調以前の文化5年(1808)5月、「出来覚書」のなかに病死したとある庄屋の善右衛門と給庄屋格・与三兵衛、長百姓が給主望月左内あてに出した「賀茂郡内平村百姓共困窮に付御仕向之儀奉歎書付」(以下、「御仕向之儀奉歎書付」という)が見つかった。内容は大略以下である。

「当村は128石2斗3升で免7つ9歩の村であるが、諸役を均すと免9つ8歩、ほかに免取り立て品もあり、高免の村である。寛政元酉年(1789)の洪水により1町余の田が流された。その際、郡役所から銀を貸捨ていただき復旧したが、4・5年経過してようやく種が取れるほどで、その間、百姓の借銀がかさんだ。その後、寛政6寅年(1794)、同11未年(1799)は日照りにより不作であった。御建山の毛上を頂戴した資金などでいろいろ才覚したが、もはや村役人のわれわれの才覚ではどうしょうもない」など、綿々と困窮を訴え援助を請うている。ここで注目すべきは、4年後の猪鹿垣築調に至った猪鹿の害についてまったく触れられていないことである。もうひとつは、同年7月に庄屋の善右衛門が割庄屋の阿賀村三兵衛あてに出した「賀茂郡内平村百姓難渋小内有掛り人別約メ成行姿帳」(以後、「人別約メ成行姿帳」という)である。

それには、「御仕向之儀奉歎書付」よりさらに具体的に難渋している百姓の個別情報が記載されている。まず、内平村全体の44軒を4区分し、村の状況を示している。すなわち、

- 総人家数 44軒
- 内
 - 5軒 相応に相暮らし、諸取替えも
少し宛はつかまつり候もの(11.4%)
 - 8軒 かなり相暮らし候もの(18.2%)
 - 28軒 極難渋ものにて御座候(63.6%)
 - 3軒 浮き過ぎ(6.8%)

区分けは個別に、年貢(皆済・未進状況)、村からの作付け米借用の有無、米・銀借用状況(主として内海村商人からの)などを具体的に聞き取り調査し、それらの要件を総合的に勘案し分類したものと考えられる。持ち高のある百姓をかりに

表1 持ち高別分類

持ち高(石)	A(人)	B(人)	C(人)
1		1	13
2	2		8
3	2	4	6
4			1
5		2	
13		1	
19	1		

上から順にA、B、C、とした場合、持ち高別階層構成は表1のとおりである。

Cの分類は総じて持ち高が低いものが主体である。『通志』に「居民、農余山業あり」と記載されているように山稼ぎが同グループに6軒ある。また、A・Bには年貢未進はないが、このグループのおよそ14人が未進(一部未進も含む)である。つまり、34パーセントが未進の村である。この状態が当時の一般的な村のありようなのか、どうかは広域的な村落の知見を持たない筆者には判断できないが、諸返上、諸役を均して十成六歩にもなり、年貢の納入もままならないと訴えている。

家族数に関して述べれば、直近の文化7年(1810)の「賀茂郡内平村宗旨御改帳」(以後、「宗旨改帳」という)から照合できるものについて行った結果、どの家も4・5人が平均であり、それによる区分への影響はないとみた。

以上が拙稿発表以降の「御仕向之奉歎書付」と「人別約メ成行姿帳」からみえる内平村の様相である。これからわかるのは「御仕向之奉歎書付」の部分で述べたように両文書とも、猪鹿の被害について、まったく触れていないことである。

両文書を通じて窺えるのは、猪鹿の害は恒常的にあり、その中で年貢未進や借財も増加の一途をたどる、村の運営が危機的状況にあった。むしろ村の財政的建て直しを指向した公共事業としての猪鹿垣築調工事であったと思われる。猪鹿垣が完成すれば、日ごろ困っている猪鹿の害も防げる。さらに築調工事にかかわれば百姓も日銭が入る。つまり、村の再建を目標とした工事であった。

内平村は慶長6年の福島氏の検地帳が遺されている古村である。これまでみてきた記録には水利

が悪い村であることが再三、述べてある。地形上、同村には小川程度の2流のみでの農耕には他村に比べて不利な面がある。さらに直近の給地村との免高を比べてみると、なぜか1～2割高い。隣村の免を以下に示す。一度、決まった免は大きく変動しないので幕藩体制の終えんまで、ほぼ同値と思われる。

原畑村	安永8年～享和元年 (1779～1801)	68.8%
中切村	文化5年(1808) 文政3年～ (1820～)	60.0% 60.2%

内平村については望月家が給地受けする以前から79%の高免である。慶長検地での公定村高123石2斗3升の小村であるだけに、その後の起地、生産性向上による石盛の上乗せがあったとしても作得米も少なく、困窮の度合いが徐々に増し、寛政元酉年(1789)の大雨による田畠の流損が起点で、文書が示す事態へと至ったのではないだろうか。米銀の貸付などで商人の介在が次第に強まったのもこの時期と思われる。

2 内平村当分庄屋の助次のこと

猪鹿垣築調の指導者として選ばれたのは仁方村の庄屋で内平村の当分庄屋を兼ねることになった手島助次である。手島家は代々庄屋筋の家柄である。助次は明和2年(1765)仁方村多三郎の子として出生。享和元年(1801)仁方村庄屋となり、文政10年(1827)まで仁方村庄屋のほかに内海跡、内平、中畑、三津口、内海の庄屋を兼務し、賀茂郡浦部組の割庄屋になっている。助次は仁方村と広村との間に起きた7カ年にわたる山論を解決するなど、多様な経験を積み重ね、人として、最も脂の乗った時期である45歳の文化7年(1810)、内平村当分庄屋となった出色の人物といえる⁽⁴³⁾。

前項でみたような危機的な状況の中で、村全体を石垣で囲うという大工事を指揮・監督し、仕切ることのできる人物は助次をおいてほかにいなかったのではないかと思う。猪鹿垣築調工事2年前の折り込み済みの人選であったとみる。

助次の役割は次のようなものであったと推察す

る。

- ① 浦部組組合村々(18カ村)の力を結集し、猪鹿垣築調の工事費を頼母子で調達する。
- ② 猪鹿の害を早急に防ぐため、短期間で築調する(百姓に早く日銭が入る)。
- ③ 村を猪鹿垣で囲めば、当然の帰結として他村に出没し被害が及ぶ。他村への説得が必要になる。
- ④ 村役人など、関係者から意見を求め、猪鹿垣の設計(ルート、高さ、幅、距離など)と工事の指揮・監督をする。
- ⑤ ①とも関連するが、工事費の不足分を御建山の毛上から補填するため、割庄屋、給主などと共に郡役所への折衝を行ったのではないのだろうか。

目的を達した後も、自分の役料などを差出すなど、献身的な努力に対して村民の感謝の念と徳を称える気持ちの一端が、穀神社の猪鹿垣碑の建立につながったものであろう。

3 猪鹿垣築調の経緯

猪鹿垣の築調には工事費用の調達が問題になる。前出の「出来覚書」によると、費用内訳は次のとおりである。なお、一般的に内容が理解し易いように、銀を金に換算し両でも表示してみる。ここでは文化・文政時代の標準的な為替レート、金1両を銀60匁としておきたい。ちなみに、金1両で米1石が買えた。

総費用 銀七貫四百拾貳匁参分貳厘(124両)
右猪鹿防村中惣石垣 四拾壹町
高サ六尺築調諸入用銀辻

内

四貫八百目(80両)

組合村々頼母子加入銀を以一応
取償置申候

〔この頼母子銀は望月家が25年
かけて、懸戻しするとある〕
壹貫六百貳拾五匁八分五厘(27両)

御建野路山毛上被為遣候ニ付、伐
刈賃金之内を以百姓共より出銀仕
候

九百八拾六匁四分七厘（17兩）

右同断、徳用銀を以て、取償申候

この費用の流れの詳細を示す史料として、文化9年（1812）申2月付けの「猪鹿垣入用銀受払帳」（以後「受払帳」という）がある。書き方役は助次と給役の勘右衛門である。記帳内容は銀受取方と諸入用払方とに分けてある。組合村々からの頼母子銀の明細は表2のとおりである。同じく文化9年の「年々村方算用帳」によると野路山毛上として、3貫600匁（60兩）遣わされており、その内、2貫612匁3分2厘（44兩）を出し、その残り助次の差出した役料などの2貫目（33兩）を資金に貸付を行い、利息をもって猪鹿垣の取り繕いや雨池を掘り広め、夫飯米の手当てなどに充てている。工事費の総額は124兩である。当時の内平村の公定村高は先にのべたように128石2斗3升である。1石＝1兩とすれば、ほぼ公定村高に匹敵する。これに加えて、免7つ9歩である。到底、1村で賄える金額ではない。それだけに、工事が進められる以前において給主の望月左内、代官柴田五左衛門、西山造酒など郡役所上層部と割庄屋を筆頭に組合村々の庄屋が検討を重ね着工したことであろう。工事の指揮・監督者として助次が選ばれたということになる。猪鹿垣築調工事実績表を表3に示してみる。

工事は文化9年2月16日、岡の原うねからはじめている。慎重を期すためか、同月末には助次ほか村のおもだった者13人が日雇の試し築きをしている。実質的な工事はこの時点で開始されたと考えられる。工事は文化10年3月末の1年余りで終わっている。猪鹿垣の石材は野呂山の岩体である流紋岩質溶結凝灰岩類である。つまり、身近にある材料である。

表3から読み取れることなどをあげてみる。

- ① 労働方式は請合が中心である。拙稿では、早急に工事を進めようとするれば隣村からも労働者が入ってきた可能性がある、と言及していた。その前提は『通志』の村民184人にあり、その数で、しかも工事期間が1年余、果たして可能であろうか、という基本的な疑問である。一方、村の建て直しを図る公共事業であるからには原

表2 頼母子銀受取方(銀札)

1口：200匁

No	出資村名・個人名	金額(匁)
1	三津	200
2	内海・新蔵	200
3	同所・竹屋 庄衛門	200
4	小松原	100
5	中畑	200
6	三津口	200
7	内海	200
8	内海・森の屋	200
9	同所・工屋	200
10	原畑	200
11	内海跡	200
12	中切	200
13	女子畑	200
14	仁方	200
15	川尻	200
16	原畑・吉右衛門	200
17	広・角田屋	200
18	阿賀(現銀)	400
19	広・大新開庄屋 庄右衛門	200
20	風早	200
21	大田	200
22	赤向坂	200
23	下垣内(銭)	100
24	大新開庄屋	200
合 計：24口		4,800

「文化9年猪鹿垣入用銀受拂帳」より作成

則的には内平村の百姓でなければならない。つまり、他村に金を流すわけにはいかない。建て前からいえば工事は内平村の百姓だけで進めたと考えるべきであるが「宗旨改帳」、「受払帳」、「人別約メ成行姿帳」、工事順序32に該当する部分の事情を示す「向石垣出し賃払夫役払帳」（以後、「夫役払帳」という）の中に共通しない名前がある。この状況から、内平村の百姓のみの工事なのか、隣村の応援を得たのかなど、組合村々の協同体制のありようがわからないので判断は難しい。

- ② 村の労働力か、あるいは隣村の労働力もあつたのかの判断要件として工事時期にも着目したい。表によると5月の植え付け時期と9・10月の刈り入れ時期は工事が中断している。これか

表3 猪鹿垣築調工事実績表(文化9年~10年)

工事 順序	工事場所	長さ (間)	高さ (尺)	労働方式 (請合・日雇など)	工事時期	支払賃金 (匁)	請合者など
1	岡の原南平	8	5.5	日雇	9年2月26日	14.95	村方三役ほか
2	岡の原うね	20	"	請合	" 2月16日	37.00	庄蔵
3	新池の谷	65	"	"	" 2月17日	230.00	嘉右衛門
4	おくのたにうね中	60	"	"	" "	101.00	佐平
5	おくの谷うねすいしょううね迄	63	"	"	" 3月 8日	130.00	実五郎 (平蔵・口平)
6	すいしょううねより切はた迄	98	"	"	" 3月13日	280.00	佐平・仁平
7	岡のうね南平	13	"	合力調	記載なし	記載なし (無賃と想定)	請合方のもの
8	岡のうね南平よりゑほしかけ弘法道迄	68	"	請合	" 3月19日	182.00	平作
9	中山大津江うね南平	凡10	下土4 尺上石2 尺余	日雇 (33間の内日雇 にてつき試)	" 3月 1日	13.00	村方三役ほか
10	中山大津江うね同所拾間調の内残り古 石ほり上中ほり上石つきの分	23	6 内3尺土 ほり上3 尺石か き	請合 (33間の内請合 方相渡)	記載なし	35.00	吉十・孫三郎
11	よこしつうね西詰メ三町廿間の内	11.5	5.5	"	記載なし	28.75	請合方のもの (仁平)
12	よこしつうね通り三町廿間の内	80 残尺	"	村請	記載なし	215.89 0.13	記載なし
13	同所三町廿間の内	109	"	請合	" 4月 5日	260.00	平作
14	はいしの畑道通り	33	"	"	記載なし	68.3	平作・平蔵
●15	はいしノ畑下道通り(勘七かきつくろい)	23	"	"	記載なし	17.00	勘七
16	ゑほしかけ横より南平	60	"	"	" 4月26日	121.00	平蔵
17	同南平下り	60	"	"	" 6月18日	160.00	文吉(仁平・吉十)
18	同所はい代田基之助田詰	60	"	"	" 6月27日	170.00	文蔵・吉十
19	田詰より吉かたに道迄	23	"	"	" 6月29日	69.00	吉十
20	丸こ山田通し中山峰迄	63	"	"	" 7月 2日	170.00	吉十・弥吉
21	丸こ堀切詰赤本谷中うね迄	60	4.5	"	" 7月26日	160.00	夫、吉十
22	本谷中うねより表五郎山迄	60	"	"	" 8月 朔日	170.00	平蔵
23	同所	7	"	"	" 8月 2日	21.00	文蔵
24	同所	4	"	"	" 8月 3日	12.00	茂七
25	同所より赤孫助うね迄	60	"	"	" 8月12日	185.00	請合方五人組
26	同所より向田池尻迄	55	"	"	" 8月18日	137.00	"
27	(記載なし)	60	5	"	" 11月11日	145.00	平作
28	かけの原助七田より	60	5.5	"	" 11月19日	166.00	記載なし
29	(記載なし)	84	"	"	" 11月25日	178.00	記載なし
30	かけの原赤山向	13	5	"	" 11月28日	32.50	平作
●31	切はた(古垣つき直)	37	5.5	"	10年 2月20日	30.00	作十
32	向池尻より地主東うね迄(2月25日始)	129	記載なし	"	" 2月29日	419.63	記載なし
33	地主うねよりたを谷迄	60	5	"	" 3月 3日	165.82	記載なし
34	たをあと向尻出し	60	記載なし	"	" 3月12日	130.00	記載なし
35	岩はなより下清水迄	74	4.5	"	" 3月□□日	168.00	記載なし
36	たを清水ノ平	43.5	記載なし	"	" 3月30日	94.11	内9間分佐平請合
合 計		凡 1,817間 (31町)				4,517.08 (4貫5百17匁8 厘)	

- 「文化9年猪鹿垣入用銀受振帳」より作成
(注) 1. 「文化9年猪鹿垣入用銀受振帳」には、「受合」、「請合」の表現があるが、労働方式欄では「請合」に統一した。
2. 工事時期欄の日付は工事完了後の調渡、調渡が不明な場合は銀渡の日付を記載した。
3. 支払賃金は工事に関して支払われた直接費のみである。
4. 請合者など欄のうち、請合者名後の()内の名前は工事実務者と考えられる。
5. ●印は以前から何らかの施設があったと考えられる場所を表す。

らすれば、村工事といえる。しかし、前項のと
おり判断は難しい。

- ③ 請合者は「人別約メ成行姿帳」でみた5軒の
A「相応に相暮らし、諸取替えも少し宛はつか
まつり候もの」。8軒のB「かなりに相暮らし
候もの」が中心である。その中には大工・木挽
の技能を持つものがある。そのほかCグループ

とみられる名前もある。

- ④ 「夫役払帳」から施工方法が窺える。それ
によれば、猪鹿垣のルートを切り掘って石を重ね
るグループと石を拾い集め、築調場所まで運ぶ
グループがある。石運びの量は石・斗・升の体
積表示をし、賃金を支払っている。通常、石の
大きさを表す単位として1立方尺を1才とし、

石はその10倍⁽⁴⁾である。つまり、1石運ぶには30センチ立方のものを10個運ぶことになる。石の形は多様であり、簡便な物差しで計量したのであろうが、多い者で1日、14石以上運んでいる。14石では140個運ぶことになる。また女性名でも5石などの記載がある。現代的感覚でいえば驚きの一語に尽きる。大きい石になると1人では運ぶのが困難であり、家族ぐるみで運んだ量とも思われる。石運びに関しては、重量などの要素を加味すると論理的に成立し難く、不明な点もある。しかし、現実的にそうした単位で作業が進んでいるので別な要素があったかも知れない。「夫役払帳」を詳しく検討すればみえてくるものがあるかも知れないが、今後の課題とする。

- ⑤ 総費用のうち、猪鹿垣築調の直接費は表のとおり、4貫500目余で組合村々から集めた頼母子である。御建山の毛上から支出した2貫600目余の出費は門10カ所、請合工事完了ごとに完工検査をする垣見合、げんのうなどの工事道具、頼母子の会を催すための諸入用など工事の中でも間接的要素のあるもの。さらに村財政建て直しのため御役所よりの拝借銀の返納、給主に先納した村借り銀の始末、庄屋元諸入用など多様なものがある。また、望月家が25年かけて懸戻しするとある頼母子の返済は文化9年の「年々村方算用帳」によると毎年米4石2斗余を仕向けるとある。金にして4両余となる。

- ⑥ 最後に猪鹿垣の長さに触れる。穀神社の猪鹿垣碑には長さ40町とある。ところが、表3では1,817間、つまり、31町である。この9町の差をどのように理解すべきかが問題になる。表3は実際の工事記録であり、出納も精度がある。再び表3に着目する。工事順序15はいしノ畑下道通り（勘七かきつくりい）、31の切はた（古垣つき直）の文言は明らかに、以前からの防御施設の存在を示すものである。距離にしては工事金額も低い。1項で述べたように、猪鹿の害は恒常的にあり、それだけに以前からの施設の存在は確実である。特に「出来覚書」にある寛政元年の大雨で山が抜けて以後、

早い段階で猪鹿の害があり、その都度、村人が防御施設を整えたと思われる。猪鹿垣碑の40町は既存の施設も含めて連結した長さではないのだろうか。「内平村の猪垣」によると、2列の石積みであったとの記載がある。その長さも含んでいる可能性があるが、長年、風雨にさらされ、崩落した遺構をしだ・雑木類の中で確認するのは困難であった。長さに関して、参考情報をあげるならば平成元年の当時の文化財保護委員が行った実測踏査がある。それによると、内平・原畑地区の境界付近でわれわれの踏査ルートと若干の相違がある箇所や遺構の痕跡が確認できず一部無測の場所はあるものの、その集計はおよそ3,300メートル、31町である。この長さは偶然にも表3の1,817間、つまり、31町とはほぼ合致している。しかし、この合致が測定精度の高さを示すものでもないし、直ちに猪鹿垣碑にある長さを否定するものでもない。

長さの違いを筆者はこのように考える。事例として、讃岐国（香川県）小豆島をあげてみる。島を一周して延長30里（120キロメートル）にもおよぶ猪垣は、寛政2年（1790）、40カ村が一斉に着工し、1年にも満たない工期で完成した⁽⁵⁾といわれていた。その後の研究で明和3年（1766）、すでに共同の防御施設があり、寛政2年には多くの猪垣を連結する工事であったと見られている⁽⁶⁾。

結局のところ、おおよそのルートは地図上で示せるが、原畑分を含めて6キロメートルあるいは、6.5キロメートルともいわれている長さはわからない。長さがいわれる根源は猪鹿垣碑の40町にあるものと思う。

4 その後の内平村

猪鹿垣築調で村の負債も一応解消し、身軽くなったはずであった。

しかし、天保6年（1835）「村方難渋必至の場合ニ付御仕向奉歎上書付」によれば猪鹿の害はなくなったが、高免であるし、前よりの用水不自由に加えて文政8年（1825）の抜群の早損などで不作為が続き、渡世に難渋していると当分庄屋宗平は

か村役人が銀の拝借を割庄屋彦五郎に訴え、彦五郎はそれを受けて郡役所に願い、銀5貫目の拝借を認められている。ここでは猪鹿の害はなくなったと述べているが、現存する「内平村夫割帳」によると文政3・4年(1820・21)では90人あて、文政8年(1825)には40人の勢子夫で猪鹿狩をしている。獣圧が弱まった時期もあったであろうが、猪鹿の害は常に村人を悩ませる問題であった。

その時点の村況の一端を先の「村方難渋必至の場合ニ付御仕向奉歎上書付」からを示しておく。

御免 七つ九歩

畝数拾四町貳反三畝貳拾八歩

一 総高百貳拾八石貳斗三升

内 七拾八石四斗貳升七合五勺

内平村百姓持高 (60パーセント)

四拾九石八斗貳合五勺

他村分百姓持高 (40パーセント)

百姓が常に望んでいた御免下げは慶応2年(1866)の時点でも7つ9歩に据え置かれている。

明治の地租改正では、反別27町2反8畝21歩で面積はほぼ倍になっている⁽⁴⁾。幕藩体制下では一度、検地または地詰を受け、公定された反別・村高が新開地などない場合には踏襲されてきた。高免であるとしても、起地、石盛の向上などがあり、農民の生きる術があったと考えるが、内平村の場合、すでに紹介した文書のとおり、常に用水不自由、旱損の訴えがある。村人は湧き水・雨水を溜める小さな池(雨池)を随所に造り自衛している。その名残は現在でも空池として、目にすることができる。文書のなかで多様な難渋の訴えがあるが、根源的には用水不自由が村人を苦しめた大きな要因だったのではないかと思う。

その後、明治の地租改正、さきの大戦を経て農地改革があった。こうした変遷のなかで現在の内平地区がある。かつて、村人が猪鹿との攻防を繰り返す場であった猪鹿垣は、その後の大きな社会情勢の変化のなかで遺構さえ目にすることが困難なほどのしだ・雑木類に覆われ、役目を終えている。昭和30年代まで丁寧耕作されていた田畠から人声が絶えて久しい、と地区の人は話す。今は人家の周辺にある耕作地や庭先で電柵やトタン柵

を介して猪との攻防を余儀なくされている。

ちなみに本年、9月現在の同地区の戸口は50戸、127人である。人口は『通志』より少ない。世帯の移動もほとんどなく、猪鹿垣築調時の家々で地区が構成されていると考えられる。それだけに地区の結束は固い。自治会文書が大切にされ、引き継がれている証がここにある。

おわりに

年を重ねただけの筆者と向に対し、思いがけず、厳粛で厳しい学問の場で発表の機会を与えてくださった広島大学総合科学部の諸先生にお礼を申し上げる。とりわけ、われわれを常に暖かいまなざしで指導してくださり、何度も内平へ足を運んでいただいた佐竹 昭先生にお礼を申しあげる。また、われわれが作業を進めるに当たっては多くの方々からご支援を得た。その方々にも心よりお礼を申し上げます。

(福本 俊彦)

注

- (1) いいだも『猪・鉄砲・安藤昌益』(農山漁村文化協会, 1996)。塚本 学『生類をめぐる政治 一元祿のフォークロア』(平凡社, 1983)。一方、猪の生態に詳しい研究者やベテラン狩猟者のあいだでは繁殖力・行動力とも旺盛な猪の絶滅は困難である、とこの事業の信憑性を疑問視するむきもあるらしい(長崎県自然保護課千々布義朗「対馬猪鹿考」『とらやまの森』第3号 環境省対馬野生生物保護センターホームページ)。
- (2) 佐竹 昭「近世広島の猪と豚」(頼 祺一先生退官記念論集刊行会編『近世近代の地域社会と文化』清文堂, 2004)。
- (3) 斎藤 忠「猪垣遺蹟考」『歴史地理』第63巻第4号(1934)。
- (4) 中国新聞「猪変」平成15年1月25日記事。
- (5) 庄屋が代わるたびに村方文書を文書明細とともに申し送りをしている。
- (6) 呉市総務部市史文書課のご尽力で田口 稔氏関連の資料を閲覧したが、情報がなかった。

- (7) 田口 稔氏の「広島県内平村の猪垣」に記載のある地名を地図上に推定し、落としていく作業も同時に行われた。
- (8) 林 保登編『芸藩輯要』。
- (9) 同上。
- (10) 望月鞆負は天保2年(1831)、御先手者頭になっている。同上。
- (11) 寛政4年(1792)「賀茂郡内平村差出帳」には寛永15年(1638)から寛政3年までの免高が記載してある。最高免は正徳3年(1713)の8つ3歩5厘。最低免はうんかによる被害が西日本一帯におよんだ享保17年(1732)の飢餓時における2つ2歩1厘である。大勢は8つ前半から6つ後半で推移している。
- (12) 寛政元年(1789)原畑村『諸書付控帳』(南家文書)では6月15日の大水で内平村の山がぬけ洪水に流されたとある。
- (13) 呉市役所編『呉市史』第1巻(呉市史編さん室, 1956)、「書物でたどる呉の文化―庄屋さんの本棚」『館報入船山』13号(呉市入船山記念館, 2002)。
- (14) 小泉袈裟勝著『図解単位の歴史辞典』(柏書房, 1990)。
- (15) 注3と同資料。
- (16) 塚本 学『生類をめぐる政治』(平凡社, 1993)、土庄町誌編集委員会編『土庄町誌』(土庄町, 1971)。
- (17) 「明治9年賀茂郡地券税帳」(広島大学図書館蔵中国五県土地租税資料文庫、同図書館ホームページ・デジタル郷土図書館)。

2章 GPSからみえる猪鹿垣

はじめに

前章でも述べられたように、「内平の猪鹿垣」は、中国新聞の特集「猪変」シリーズを始め、地域紙・産業紙・郷土史誌などで幾度か紹介され、最近では猪鹿垣を尋ねて来る人も増え、地元民の関心度も高まってきている。

地元での「猪鹿垣」は意外にも存在感が薄く、当地に生まれ育ちながら、殆どの人が「猪鹿垣」の由来・規模・位置などについて、父母・祖父母から伝え聞いたことは無いと言う。松茸採りや下刈り伐採など、人が山に関りを持っていたころ山中で「猪鹿垣」や「落し穴」に出くわし断片的に目にするくらいであった。

その昔、難渋する村人が力を合せ、成し遂げた猪鹿垣の大工事を、もっと誇り語り継いでもよかったのではないか。地元民としては“こうじんさん”（一本杉・穀神社）の「猪鹿垣碑」が寂しうにもみえる。

このように、「猪鹿垣」への関心が遠のいたの

も、いつの日かイノシシの姿は消え、僅かに野兎とマミ狸が人里離れた田畑の農作物を荒すくらいで、農民にとって害獣戦争のない平和な時代が長く続き「猪鹿垣」は役目を終えてしまった為であろう。

今日のように、人が里山との関わりを持たなくなって久しいが、これから先、益々山に入り辛くなり、遠く「猪鹿垣」を少しでも引き止め、近づけることができればと、GPSを携えて山中の列石を追うことになった。

GPSの操作習得から始め、山中の猪鹿垣踏査は現地の難易度を予測しながら2人～4人のメンバーを組み、下調べも含めて9回で実施した。

地元民から得た情報をたよりに、猪鹿垣と確認できる地点から山に入り列石を追った。

図4「猪鹿垣ルート図」（口絵カラー図版も参照）の作成について

- ◆ 安浦町地図（平成14年国土交通省告示第9号・第Ⅲ座標系）を基盤にした。
- ◆ 河川・溜池・耕地・宅地に着色し山林部は白

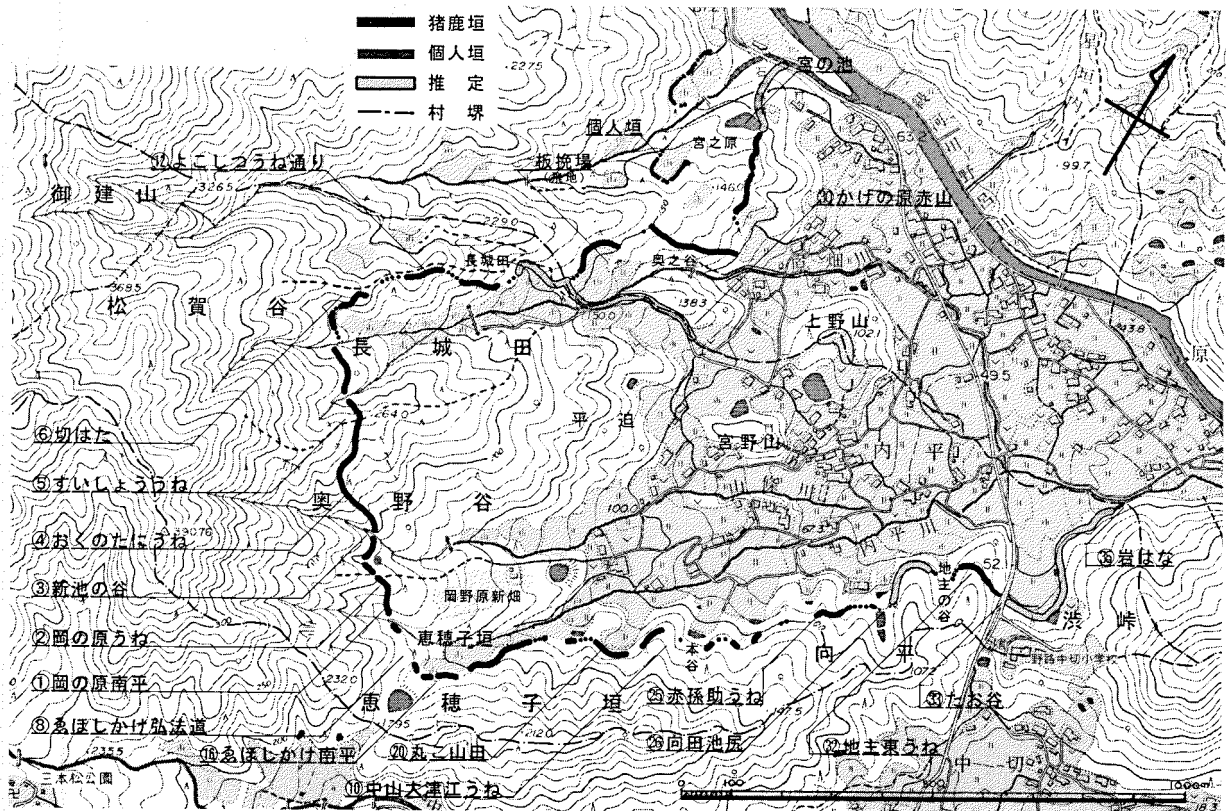


図4 猪鹿垣ルート図

く残した。(内平地区の耕地区域は明治10年代山林田畑屋敷図を参考に着色した)

◆ その上に、GPS機器地図に記録された猪鹿垣ポイントマークをつなぎ合せたルートを手書き転写したものである。

◆ 地名は、1章の表3「猪鹿垣築調工事実績表」(以後、「工事表」と呼ぶ)から工事順序番号(○囲み)と場所地名を取り入れた。

1 「猪鹿垣」見て歩記(あるき)

猪鹿垣の確証地点からスタートし、雑木・シダを刈り払いながら列石を追跡。一旦見失うと、石を求めて右往左往。落石で低くなった列石は深い落ち葉やシダに埋もれ手製ステッキの金属音で探知したこともある。また、紛らわしい境界石などに惑わされ脇道へ逸れることもあった。

GPSも山中では衛星の捕えかたが尋常ではなく、照葉樹・竹笹・さらに谷間という悪条件が重なり衛星の捕獲に苦勞したところもあった。

こんな山中の「猪鹿垣」をほんの少しでもイメージして頂けたらとの想いでルートのあらましを山字別に紹介する。

(1) 奥野谷

1) 【①岡の原南平・②岡の原うね・③新池ノ谷・④おくのたにうね】

明治後期に村中で開墾した「岡野原の新畑」(現在放棄畑)から畝伝いの山道を上ると②岡の原うねである。南へ下ると、「猪鹿垣試し築き」

の①岡の原南平。①南平～②うねまで、崩れた所もあるが大きな石積みが続く。②岡の原うね～北へ下った浅い谷に廃溜池跡がある。こんな山中に?「用水不自由の村」の象徴か。この一部列石は途切れるが高さ0.7～1m程の猪鹿垣が③新池ノ谷の川までつづく。川を渡り北西に④おくのたにうねを上る見応えある列石が約100m続く。

この周辺、猪鹿垣のメッカとも云える現地案内名所である。登るほどに石材も大きく石積も高い。猪鹿垣は右折北進するが、そのまま直進すると屋敷跡を想わせるような平坦地がある。自然現象には見えず、回りの残石らしい石、立地条件から考えると「石採り場の跡」の様に想えた。

この辺り一帯は、石積も大きく堅固で、耕地から遠く離れた山深い位置にあることから、古代逃込み石城説が生まれたところでもある。

(2) 長城田

1) 【⑤すいしょううね・⑥切はた】

⑤すいしょううねは長城田南側より畝伝いに山道が通り抜けている。畝には樹木が少なく所々に赤茶色の地肌を見せる。その一箇所に20㎡に満たないほどの岩崗岩類と思われる岩石が浅く浮き出している。子供の頃、米粒ほどの水晶を拾った記憶がある。

④おくのたのうね～⑤すいしょううねまで石積は高くないが列なりは良い。この畝越えが海拔260メートル強、ルートの高度では一番高い。この畝から小さな谷川へ雑木とシダに埋もれた列石

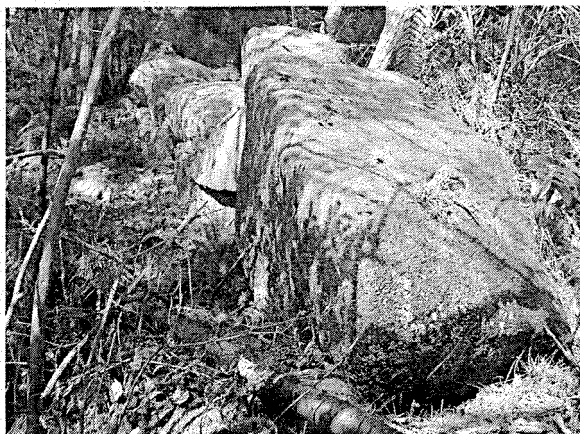


写真4 奥野谷



写真5 長城田

が下る。数メートル高さの大きな岩に出会う。猪鹿垣はこの谷に下りたところで途切れる。押し流されたのであろう。

谷川を渡り急斜面を上ると、高く積まれた猪鹿垣が現れる。高さでは一番高く1.5m程、深いウラジロの中を蛇行しながら列石が伸びる。長城田の最上田(現廃田)に出る。野小屋の後ろを囲い、北東に方向を変え⑥切はたの畝まで緩い斜面を猪鹿垣がつづく。

2) 【⑫よこしつうね通り・⑬かけの原赤山】

「工事表」に、⑫「よこしつうね通り三町廿間の内」とある。「よこしつうね」と言う地名は残っていないが、うね通り(畝道)と猪鹿垣が並んでいる場所はこの地点にしか無く、推定地として採り入れた。⑫よこしつうね山道が縦走しており道に接近したところは「休み石」(背負いこを背負ったまま腰掛ける)として利用されている。列石は低いが、大きい根石など点々とある。山道から離れ東へ下る列石は石が大きく堅筒である。田圃に近付くと痕跡は消える。

これより⑬かけの原赤山まで猪鹿垣の残石にも見えるものが少し残るのみ。道路改良で痕跡なし。(推定ルートを加える) ⑬かけの原赤山には現役級の落し穴がある。(直径約0.9m・深さ約2.4m)

(3) 恵穂子垣

1) 【①岡の原南平・⑧あほしかけ弘法道】

①岡の原南平より小さな谷川まで、石積は高さ1m程、石材も大きい。谷川を渡り「いで」に沿って少し列石が残るが、⑧弘法道に近づくほどに痕跡が見えなくなる。

2) 【⑩あほしかけ南平】

弘法道を渡り⑩あほしかけ南平から東に下ると竹藪の中を大きく蛇行しながら高さ1mほどの猪鹿垣が続く、耕地に接近した位置である。石材は小ぶりで積み巾狭く弱よわしい。

3) 【⑩中山大津江うね・⑨丸子山田】

昭和30年代中頃まで、山上より赤茶けた地肌の山崩れ痕が帯状に垂れ下がっていた。「工事表」⑩に「古石ほり上、中ほり、上石つきの分」とあり、古い猪鹿垣が流され、石を掘り出し築き直し



写真6 恵穂子垣

の様子が窺える。現地を特定、検証することはできなかったが、「寛政元年の大雨津江抜け」を連想させる場所である。

⑨丸子山田～⑩中山大津江うねまで一部途切れはあるが石積が列なる。⑩畝を越え本谷に下ると列石は見えなくなる。

(4) 向平

1) 【⑤赤孫助うね・⑥向田池尻・⑦地主東うね】

内平の南側を囲うように細長く突き出した出島状の山で、尾根を堺に旧中切村と分かれた奥行き浅い山である。山と人の生活が密着していた頃は、用材・燃料・堆肥に樹木から落ち葉まで活用し尽され、山中透けて見えるほどであった。耕地が接近しており猪鹿垣の石材も田畑の補修など、流用され易い場所でもあり残存が期待できなかったが、⑤赤孫助うねで列石を発見し期待が膨らんだ。⑤の畝には山道の両脇に石が立ち木戸門跡?を想わせる。⑥向田池尻に向って一部途切れてはいるが2～3段の低い列石と根石で繋がりが想定できる。

⑥向田池尻より地主の谷まで、間隔を置いて石が点在するのみ、列石と確認できるものは見当たらない。(推定ルートを加える)

地主の谷は、「地主社」宮の跡地と言われ敷石らしい石と溜池がある。

⑦地主の東うねに近づくほどに1段～2段の石積の列なりが途切れながらも確認できた。⑧うね～⑨たお谷まで下り斜面に低い石積と根石の列なりが見える。

(5) 波峠 (しぶだお)

【㊸たお谷・㊹岩はな】

㊸たお谷～㊹岩はなまでは開墾が進み殆んど畠化され、猪鹿垣を見ることはできなかった。(推定ルートを加える)

㊹岩はな「岩鼻」その名の通り内平川を覗くように、2本の石柱状の大石が立っていたが芸予地震(2001)で1本が傾き撤去され、面影が薄れた。

周辺は比較的石が多く山中は急峻で険しい。山裾の水路に沿って猪鹿垣の残石らしい石が並んではいるが? 断定できない。この地点が村堺であり工事期日から見ると完成終点となる。

(6) 原畑

「原畑の猪鹿垣」芸藩通志の村絵図に描かれた猪鹿垣だけがたよりで、築かれた年代・規模など記した文書も確認されていないので猪鹿垣の正しいルートが解らない。

当初、宮の池より西北に上った所に「飛び田」があり、田圃の畦より山の急斜面を南方へ列石が上っている。しかし10mほどで途切れ山上へ繋がらない。5m程上った所から西方に低い列石があり、さらに進むと離れ田を囲うように1m強の高さに積まれた猪鹿垣がある。崩れた部分もあるが今でも役立ちそうに見えた(個人垣と推定)。

古老に尋ねると、「これは、後世に開かれた田圃を囲った個人の猪鹿垣であろう。芸藩通志の猪鹿垣は宮の池の堤敷から上る猪鹿垣だ」と助言をいただいた。

宮の池の堤敷より南側山中に入ると、間直に高



写真7 原畑

さ1m程・4～50cm立方ほどの石を重ねた列石が小畝を南西に向って上り、さらに浅い谷へ下る。谷を横切る形で列石はつづく、その中ほどに落し穴がある。穴の位置は猪鹿垣より外側(耕地側)である。列石は次の小畝に上ったところで見えなくなる。

深く掘下げた山道と、放棄畑に出会う。この辺り広く開墾され猪鹿垣は確認できない。100mほど南方へ進んだところで列石を確認。

ここから角度を変えて列石は西方へ上っていく、石積は高くないが殆ど途切れることなく繋がっている。板挽場につながる山道に突き当たったところで、列石が消える。山道を南西方向に進むと板挽場の田圃を囲むように列石が並ぶ。最上田まで来ると小さな廃溜池に当たる、堤敷を猪鹿垣に兼用した形で列石はつづく。

内平村堺・長城田に到達、この辺り内平村猪鹿垣との接合点かと思えるが、石は多く有りながらも列石の形が見えない(推定ルートを加える)。

おわりに

「内平の山には石が少ない」と言われてきたが、石を追って山中を駆け歩いてみて、里山には少ないが、奥山には石は多い。斜面に貼りついた田畑の高い段差を、地元の石で築いている。この膨大な石量は開墾時の掘り出しもあろうが、石の少ない地域ではなく、里山では使い尽くされた様に見える。場所によって、猪鹿垣の構造は様々である。大きな石をしっかりと重ね合わせ、上を歩いてもぐらつかないほど堅固なもの、なかには1mを超える動かし難い大石があり、そのまま活用したように見えるところもある。また石材が小さく20～30cm立方ほどで、石積の中も狭く押せば崩れそうなものもある。石材の供給度合の差から発生したものであろう。

「工事表」から工事内容を見ると、「㊸中山大津江うね南平(下土4尺、上石2尺余)」・「㊹中山大津江…(内3尺土ほり、上3尺石かき)」とある。現地を確定検証することはできなかったが石の少ない所では地形を活かし、土を掘り下げ、石積は低くてもトータルで6尺の垣とし、石不足を

3章 林野の所持・利用と猪鹿垣

はじめに

前章では、猪鹿垣築造の具体的な経過とその財源、またそれが築かれた背景が明らかにされ、さらにその位置もGPSの利用により確定された。猪・鹿による農作物被害への対策というだけでなく、村再建施策の中心でもあったということは注目に値する。とはいえ、猪鹿被害があったことは事実である。本章では、猪鹿垣の築かれた位置が、人々の暮らしの中でどのような意味を持っていたのか、単に林野と耕地の境界としてだけでなく、当時の林野所持・利用の展開のなかで、この村の「植生」復元も試みながら考えてみたいと思う。

筆者は、先に近世広島藩領の沿岸部における人口増加と耕地の開発の状況を検討し、沿岸の郡、特に沿海の村々や島嶼部における近世後期の爆発的な人口増加と段々畑を中心とした農民的開墾の進展を指摘した⁽¹⁾。また、製塩業など産業の展開とも関連し、地域の林野は肥料源としての草山化にとどまらず燃料源の薪炭林として激しい収奪のもとにさらされ、地域の林野「植生」が貧弱な姿となっていたことを、特に安芸国の賀茂郡や豊田郡の事例で具体的に明らかにしたところである⁽²⁾。

さらに、それは林野「植生」の問題にとどまらず、そこをすみかとする動物にも関わることで、害獣として猪や鹿が逐われ、島嶼部などでは19世紀になると猪がほとんど絶滅に近い状態であったことも指摘している⁽³⁾。

今回取り上げる内平村は、賀茂郡に位置するが、旧稿では取り上げることができなかった村である。改めて上記のような観点から、新たな具体例としても検討してみたいと思う。

1 享保の山帳に見える林野構成と「植生」

広島藩領の村々について、その林野構成と「植生」、またその所持・利用の姿を知る史料には、この猪鹿垣が築かれるおよそ90年前にあたるが、享保10(1725)年の藩命に応じて、同年もしくは翌11年に村々から提出された「御建山御留山野山腰

林帳」(以下山帳と略)という史料がある。

旧稿でも紹介したところであるが、広島藩では林野の種類に大きく分けて4種あった。御建山は藩有林ともいべきものである。御留山は村の野山を山論などの事情で利用を禁じ樹木の育成をはかったところで、いずれも藩の厳しい管理下に置かれた。これらの山林では松を中心にそれなりの林が維持されたが、救恤の意味で村民に下刈りや伐採が許可されることもあった。今回、猪鹿垣築調資金として御建山野路山の伐採が村に許可され払い下げられたのもその一例である。

野山は村の入会山で、村の田畑の肥料や牛馬飼料にあてられた。広島藩沿岸部では基本的に柴・草山となっていた(宮山などいわゆる鎮守の森も村の共有山であることが多いが、日常伐採されることはない)ので「植生」の検討では御建山・御留山の仲間に分類しておく)。腰林は村里近いところに設けられ、村民が個別的に所持・利用した。ただし、所持者の自由に任されていたわけではなく、毎年村内の腰林について順に枝打ちや元切りを願い出、藩の許可を受けなければならなかった。享保の山帳には、上記種類別に林野が記載され、1筆毎にその面積や樹種、最大最小の樹高・幹囲などが記され、詳しい場合は樹木数まで記載されている。広島藩では、これ以後本格的な再調査は行われず、享保の山帳が林野把握の基本台帳として機能することになる。

さて、内平村の場合、幸い地元の兼平家(兼平本)と内平自治会(自治会本)に山帳が伝えられており、今回それを翻刻して資料編に収めることができた。2種の山帳は基本的に同内容であるが、冒頭の御建山と野山の記載が異なり、また明治期の資料になると御建山の面積が異なっている。本稿では江戸期の林野についてはとりあえず自治会本の記載に従うことにしたい⁽⁴⁾。

まず、この史料から内平村の林野の状況を確認したい。林野の構成を知るために表4を作成した。

近世内平村の村高は、『芸藩通志』によると128石2斗3升、田畠屋敷14町2反3畝28歩で、戸口は45戸184人であった。村高や田畠屋敷面積は慶長検地とほぼ同じである⁽⁵⁾。村民が日常的に利用

表4 享保11年賀茂郡内平村の林野構成

		松	雑木	柴	茅	しだ草山	面積	
御建山	野路山	○		○	○		216町〔21町6反〕	
荒神森		○	○				1畝6歩	
野山	まづが谷山					○	12町	
腰林	53ヶ所	内訳は下表					7町2反7畝14歩	
合計							40町8反8畝20歩	

最大樹高	松	小松	雑木	から竹	なよ竹	しだ	筆数	面積:坪	小区分
3間	○	○					1	1200	4筆、1545坪
2.5間	○	○					1	80	
	○		○	○			1	195	
	○		○				1	70	
2間	○	○	○			○	1	300	9筆、3480坪
	○		○		○	○	1	1500	
	○		○			○	3	900	
	○		○			○	2	620	
(1丈)	○		○	○		○	1	300	小松・雑木 40筆、16799坪 (最大樹高2間未満 は小松・雑木として 扱う)
	○		○	○		○	2	2078	
	○			○		○	1	800	
	○					○	2	2500	
(8尺)	○						4	2520	
(小松)		○	○			○	1	1000	
		○	○				4	892	
		○	○				9	2315	
		○	○				14	4265	
		○	○				1	9	
			○			○	1	120	

呉市安浦町、内平自治会文書及び兼平家文書による。

■3間 □2間 ○小松・雑木

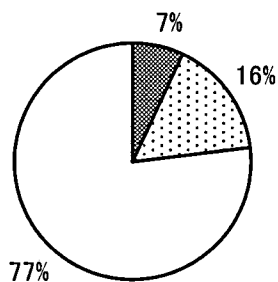


図6-1 腰林最大樹高別面積比
面積 (7町2反7畝14歩)

■2尺 □1.5尺 ○1尺 ○小松・雑木

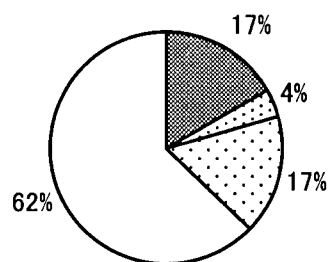


図6-2 腰林最大幹囲別面積比
面積 (7町2反7畝14歩)

□1町~5反 □5反~2.5反 □2.5反未満

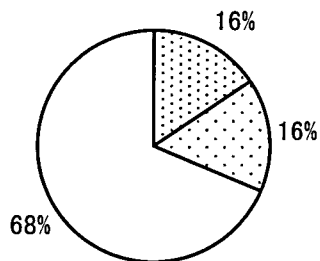


図7 腰林所持階層別人数比
人数 (32人)

□1町~5反 □5反~2.5反 □2.5反未満

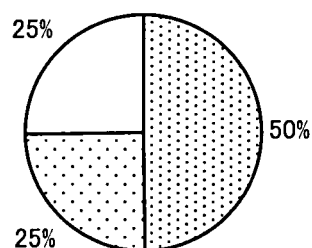


図8 腰林所持階層別面積比
面積 (7町2反7畝14歩)

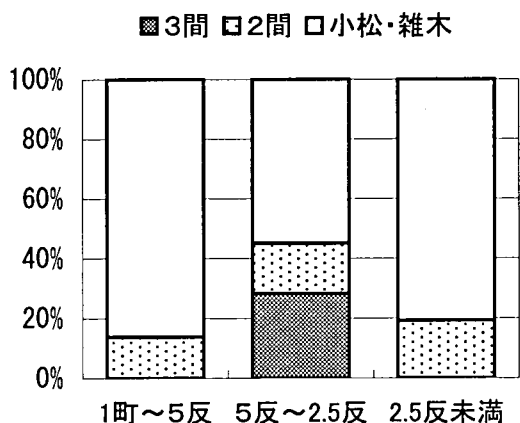


図9-1 腰林所持階層別の「植生」(樹高)

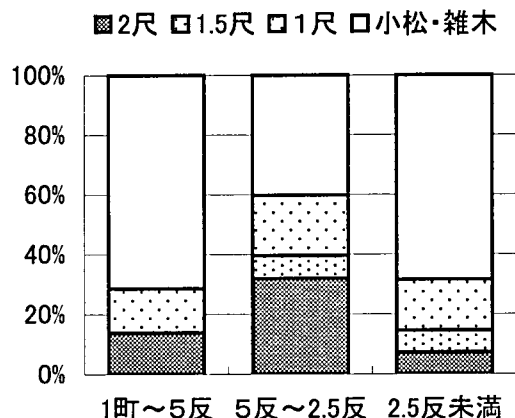


図9-2 腰林所持階層別の「植生」(幹囲)

できる野山と腰林の面積が19町あまりということで、これでは草肥にも不足したであろう⁽⁶⁾。腰林は7町3反たらずで、その「植生」の内訳を見ると松・雑木・しだの組合せが多く、最も高い松の木でも3間(約5.4尺)にとどまる貧弱な状態である。御建山の下刈りの可能性なども想定する必要があるかもしれない。

この腰林の「植生」を簡略化して図示したのが図6-1である。松の最大樹高が2間(約3.6尺)にもとどかない場合を旧稿の基準にあわせて「小松・雑木」として扱ったが、そのような腰林の面積が村の腰林全体の77%になるというのである。さらによりきめ細かく示すため幹囲別にも集計して図6-2に示した。山帳では、樹高3間が幹囲2尺、2間が1尺5寸にほぼ該当する。したがって図6-2では「小松・雑木」を幹囲1尺に満たない場合としているので、その面積は多少減って66%となる。いずれにしても広島藩領の沿岸部・島嶼部の村々の腰林に共通する状況である。

次に腰林所持の状況を図7、図8に示した。腰林所持者は32名で、上位5名(16%)で腰林全体の半分を所持するなど一定の階層差はあるが、1町以上の所持者がいないなど巨視的に見ればそれほど激しい階層差は認められない。

次にそれら階層別に、その所持する腰林の「植生」を図9-1(樹高別)、図9-2(幹囲別)に示した。上位の階層では比較的豊かな「植生」となるのが通常であるが、この村ではおしなべて貧弱であり、むしろ上位が貧弱ともいえる。これに類似したかたちを示すのは、上位の階層が大き

な面積の腰林を所持する場合で、薪炭林を営んでいるところに見られるが、この村ではそれを専門的に展開させるほど林野面積は広くない。しかしその経済的価値に依存する面は、やはり大きかったのであろう。

以上が、享保期の内平村林野の構成と「植生」の状況である。

2 明治期の林野構成

内平自治会には、享保の山帳に続いて「明治5年内平村腰林人別持地山名反別改帳」(横帳)と「明治17年内平村山野地取調帳」(縦冊)という資料が伝えられている。前者は享保の山帳の枠組みを引き継いだ江戸期最後の資料にあたる。後者は、明治政府によって進められた山林原野の地租改正段階の資料であるが、ここでは先に後者の資料から明治期の林野構成を紹介しておきたい。

(1) 明治17年山野地取調帳から

この資料では、官有山(林)と民有山(林)に分け、各字ごとに1筆ずつ林野種類・反別・持主を書き出し、小計の反別・境界・地勢・樹種・流泉などを記載している。これに基づいて小字毎の面積と樹種を示したのが表5である。

官有の「字野路山」は21町6反とされている。明治5年の資料にも同様の記載があり、この数値は少なくとも幕末期の「御建野路山」のそれを踏襲している。民有の「字松賀谷」19町5反余はほとんどが草山で内平村持とされ、また樹種も「小松・柴草」であり、やはり江戸期の「野山まつが谷山」を継承している。ただ面積は約1.6倍に増

表5 明治17年賀茂郡内平村の林野構成（総計91町6反9畝27歩）

官有山	筆数	面積	樹種ほか	
字野路山	1	21町6反0畝00歩	2尺以下ノ赤松・黒松及雑木混生ス	
民有山	筆数	面積	(左のうち草山分)	樹種ほか
字洪峠	22	5町9反8畝15歩		2尺回り以下ノ赤松及未満ノ雑木茂生ス
字向平	44	10町2反7畝13歩	1筆 12歩	3尺以下ノ赤松・黒松及尺未満ノ雑木茂生ス
字恵穂子垣	60	9町7反9畝27歩	4筆 4畝26歩	4尺回り以下ノ赤松・黒松及雑木混生ス
字奥野谷	53	8町9反8畝12歩		3尺回り以下ノ赤松・黒松及雑木混生ス
字平迫	15	5町3反3畝05歩		尺未満ノ小松・雑木茂生ス
字宮野山	14	5反7畝16歩		4尺回り以下ノ赤松及尺未満ノ雑木混生ス
字上野山	8	2反6畝29歩		2尺回り以下ノ赤松疎生ス
字長城田	47	9町3反2畝29歩	1筆 *7反6畝12歩	4尺回り以下ノ赤松及未満ノ雑木疎生ス
字松賀谷	11	19町5反5畝01歩	10筆 19町4反1畝07歩	尺未満ノ小松・柴草ノ類混生ス
計	274	70町0反9畝27歩	16筆 20町2反3畝01歩 (計算と4歩不合)	

「明治17年山野地取調帖」(内平自治会文書)による。*は薪炭山とするが内平村持とあり草山の誤とみた。民有林総面積は、1筆ずつ合計した結果70町2反3畝24歩となり、少しの誤差が出る。

■ 6町～3町 □ 3町～1町
 □ 1町～5反 □ 5反～2.5反
 □ 2.5反未満

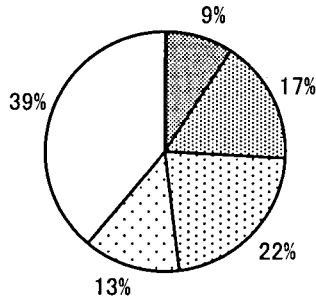


図10 明治17年腰林所持階層別人数比 (人数 (54人))

■ 6町～3町 ■ 3町～1町 □ 1町～5反
 □ 5反～2.5反 □ 2.5反未満

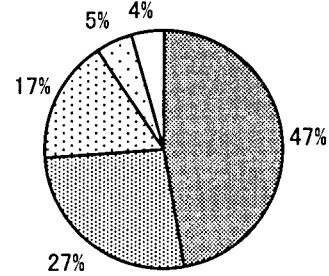


図11 明治17年腰林所持階層別面積比 (面積 (49町8反8畝1歩))

えている。

残りの「字洪峠」から「字長城田」までの民有山の樹種を見ると、最大幹囲3尺・2尺の赤松・黒松と雑木という組合せが中心で、民有山で一番奥地に位置する「字恵穂子垣」・「字長城田」に最大幹囲4尺の赤松などがある。残念ながらそれ以上はわからないが、このような姿は先に見た享保の山帳に見える腰林のあり方を、やはり継承しているのである。

ただし、この8小字の面積は50町5反余になり、享保の腰林面積の約7倍に及ぶ。これら明治期の小字のおおよその位置は、後掲図14（前掲注5掲載図をもとに作成）に示したが、享保の山帳に見える腰林の地名と照合する例もあり、位置が大きく変化したようにも見えない。したがって、享保の山帳の段階に比べて林野利用の密度が上がり、隙間なく所有の網がかけられたうえ、より厳密な丈量が行われた結果、7倍にも及ぶ面積が把握さ

れることになったと現時点では考えておきたい。それでも民有山の総面積はこの村の耕地面積に比して決して広くはない。

地租改正は田畑・宅地が先行した。明治9年の内平村田畑宅地の反別は27町2反8畝21歩とされている⁽⁷⁾。慶長検地以来踏襲されてきた江戸期の高付面積の2倍弱である。そのうち田は23町3反11歩を占めており、これに対して70町歩程度の民有山（薪炭山50町足らずと草山20町余）しかない。水田中心の村であるが、やはり林野はそれに対応した構成ではない。

次に民有山所持の状況を図10、図11に示した。享保期の腰林と比較するため、野山に該当する「内平村持」（字松賀谷10筆、他字4筆、20町3反5畝23歩）の山を除き、個人所有の山だけで示してみた。上位26%14名で、個人所有の山の74%を所持する。享保の段階（図7、8）では、上位32%10人で腰林全体の75%を所持しており、所持

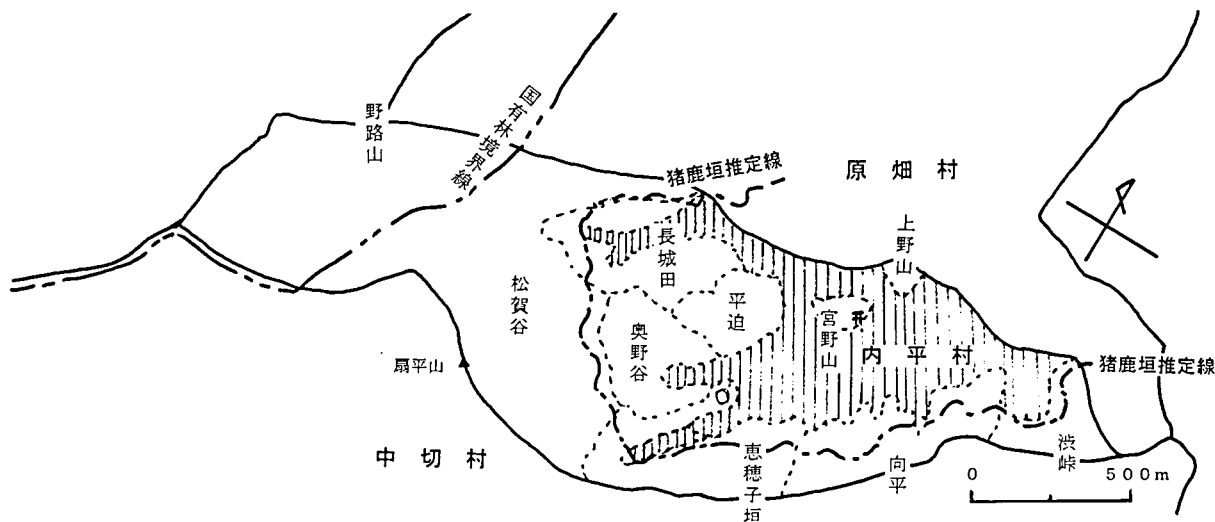


図14 内平村略図

者数や面積が大きく増加しているの、実質上の階層差はより大きくなっているが、基本的な所持の構造、村のかたちは変わっていないという理解もできそうである。

この観点から、引き続き明治5年の資料も見ておくことにしたい。

(2) 明治5年腰林人別改帳から

本資料は、所持者別に1筆1筆の腰林面積を書き上げて逐一小計したもので、いわば享保以来の腰林の名寄帳である。腰林面積の総計は記されていないが、集計したところ享保の腰林面積総計よりはやや少ない。これから腰林所持の状況を示すと表6、図12、図13のようになる。

表6 明治5年腰林人別改帳

	所持者数	筆数	面積
内平村	28	112	5町1反9畝15歩
他村	13	16	1町3反9畝10歩
合計	41	128	6町5反8畝25歩

□ 1町～5反 □ 5反～2.5反 □ 2.5反未満

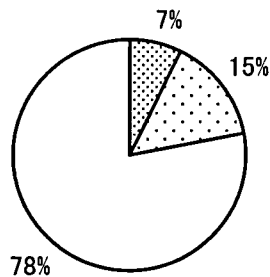


図12 腰林所持階層別人数比
人数 (41人)

享保期のそれに比べて、階層差がやや緩やかに見えるが、基本的には同じ構造である。この背後には、すでに明治17年のそれに近い腰林面積が所持・利用されていたはずであるが、帳簿上の所持構造には、あまり大きな変化は現れていない。

3 林野構成と猪鹿垣の位置

以上の検討から、江戸時代後期の内平村の林野のありかたをまとめてみると次のようになる。

村の地形は、西に野路山がそびえ、それから東に傾斜地が広がり、低地には水田も多い。

東側から眺めると、目の前に水田地帯がひろがり、少し西に向かうとやがて谷間の棚田に至る。その周りには背の低いアカマツ・クロマツがまばらに立ち、その間に雑木やシダが茂っている。腰林にあたる部分である。

そのあたりの林野は、薪炭林として利用の頻度も高く、細かく分割して所持され、村の2、3の

□ 1町～5反 □ 5反～2.5反 □ 2.5反未満

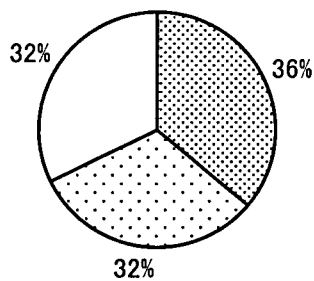


図13 腰林所持階層別面積比
面積 (6町5反6畝25歩)

有力者は比較的広めの林を所持しているが、一般村民もいくつかの林を合わせて数反程度は所持していることが多い。

さらにもう少し山に分け入っていくと、一面の草山・柴山に出る。そこは時期を決めて村民入会で草刈りし、草肥にする野山である。しかしこれは10数町歩ほどで、それほど広くはない。さらにその上の野路山は御建山で立札が立ち、普段は立ち入れない。もっとも御建山にはあまり立派な松はなく、柴や茅の多い山である。

瀬戸内の沿岸部では、いずれも似たり寄ったりの風景であるが、わずかな松林もその落ち葉は燃料として貴重で、また枝打ちや元切りの順番が来た腰林の持主は、それを販売することでかなりの収入が得られたであろう。

以上のように推測してみると、この地域の林野に生息する猪や鹿は隠れ家も餌も少なく、一方、谷奥まで田畠が入り込んでいるので容易に農作物を害してしまうことになりそうである。

図9は、地租改正によって編成された林野の小字(表2に相応する)の位置を示した略図に、先の猪鹿垣の位置を記入してみたものである。縦線を入れた部分は耕宅地の小字である。もとより小字の位置を正確に図示することは困難である。前章の地形図に正確に描かれた猪鹿垣の位置も合わせてご参照いただきたい。その上でこれによって猪鹿垣をたどってみると、東方の低地では、田畑との境に近い腰林の中に築かれているが、西方の谷間では腰林と野山の境目あたりに築かれているようである。後者は谷奥に広がる棚田を守る必要から、腰林を取り込みつつ最短距離を考えて直線的に築かれた結果であろう。

現在この地域では再び猪が盛んに出没している。個々に電気柵を田の畦に廻して防御に努められているが、かつては猪鹿垣で村全体の耕地を守っていたのである。人々は昔からあらゆる手だてを用いて自然の恵みを確保し、あるいは奪ってきた。しかし目の前の自然＝資源は限りがあり、思うにまかせない暮らしであった。

今ではむしろ人々が山に入ることも少なく、田畠を守るにもそれに割く労力は限られている。か

つての樹木に乏しい林野は、昭和30年代の燃料革命を経ていつの間にか立ち入ることさえ困難な雑木林と化した。毎日の山仕事から解放され、便利な暮らしは手に入れたが、その暮らしを支えているのは莫大な化石燃料や核エネルギーの消費で、それはさらに大きな問題をはらんでいる。

内平村に伝えられた古文書や猪鹿垣の遺構は、このようなことを改めて考えさせてくれる貴重な歴史遺産なのである。

(佐竹 昭)

注

- (1) 「近世瀬戸内島嶼村落の特質について」(『瀬戸内海地域史研究』4、1992年)。
- (2) 「広島藩沿海部における林野の利用とその『植生』」(『海と風土—瀬戸内海地域の生活と交流—』雄山閣、2002年)、「近世生口島における林野の利用とその『植生』」(『日本研究』(広島大)特集号2、2003年)。
- (3) 「近世広島猪と豚」『近世近代の地域社会と文化』清文堂、2004年)。
- (4) 兼平本と自治会本いずれも村役人の印が据えられた正本の姿を示すが、冒頭の御建山・御留山の記載に異同がある。資料編では兼平本を底本とし、自治会本の記載を併記した。冒頭の部分、兼平本では御建野路山を「東西三拾町、南北八町」(300歩1反として288町)とするが自治会本では「立拾弐丁、横拾五丁」(同216町)とし、続いて兼平本に「御建野路山生越、野山壺カ所(立七丁、横拾五丁)」を記載するが、自治会本にはない。自治会本には、腰林の元切・枝打許可の年、所持者の移動など多くの付け紙が貼り重ねられており、村の林野台帳として長年機能してきたことを示す。兼平本作成後間もなく自治会本のように林野構成が改められ、山帳を作成し直したうえそれが長く使用されてきたのではないかと考える。このようなことで、本稿では自治会本の記載によって検討を進めるが、それでも兼平本を底本としたのは前述のように自治会本には大量の付け紙があり、すべて翻刻することが困難なためである。

ところで後に紹介する明治5年の資料では、さらに御建野路山を21町6反とし、明治17年の資料でも官有山21町6反とする。江戸期の216町（自治会本）は少し大きすぎるので位取り誤記の可能性もあるが、216町は立・横の長さ記載からの計算値なのでここではそれを尊重せざるをえない。野路山は裾野の広い山で14ヶ村に及び（『芸藩通志』）、文政12（1829）年には藩の支援を受けて山上の開墾と人々の移住が推し進められた。あるいはその際、御建山が解除されて開拓村に付けられ、周辺村々の御建山面積も変更・減少し、明治期の数値になった可能性もある。以下本稿では、例えば御建野路山面積について、享保11年当初は兼平本の288町、その後間もなく自治会本の216町、そして幕末には21町6反になっていたという仮定で稿を進めさせていただく。

- (5) 慶長検地では高付け面積は同じで、村高は124石8斗8升7合4勺であった（『内平自治会

文書、伝「福島氏の慶長六年御検地帳」調査報告書』安浦町教育委員会、2003年）。

- (6) 水本邦彦氏は、所三男氏の試算を参考に草肥の確保に田畠の10倍を超える山野面積が必要とされる（『草山の語る近世』山川出版社、2003年）。
- (7) 「明治9年賀茂郡地券税帳」（広島大学図書館蔵中国五県土地租税資料文庫、同図書館ホームページ・デジタル郷土図書館）。

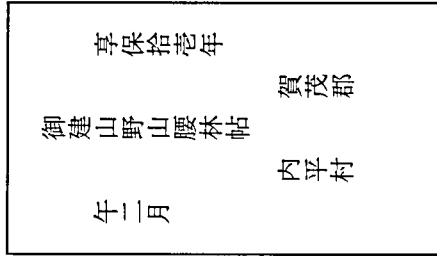
付記

本稿は平成16年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）「近世広島藩領における林野『植生』と『動物相』の研究」による研究成果の一環でもある。また、本研究プロジェクトのメンバーのほか、これまでの授業などを通じて広島大学総合科学部の白川勝信・斉藤大輔・末廣梨乃・中浦小百合・奥田佳苗・佐合麻未君らのご協力を得ました。

資料

享保十一年賀茂郡内平村御建山野山腰林帳

(内平・兼平家文書)



野路山御札巻枚 東西三拾丁
 一御建山巻ヶ所 南北八丁 内平村

右大境
 東ハ赤木ノうね頭よりあふみ岩迄
 雨落限り
 北ハ右あふみ岩より市廻しうねのつづ通
 り渡りノ谷登りうね迄
 原畑村御建山境道限り
 西ハ右登りうねよりけや木がうろ迄
 谷限り
 南ハ中切村御建山境道限り

立之程 宜敷
 木筋 不宜
 松 柴山 茅

松 長凡三間以下
 廻り凡三尺五寸以下

御山所より
 原畑村小川端す本河内迄里程概凡三
 里、右す本河内より内海村船着迄小
 川流凡里程三拾丁、但川拵瀬ひろい
 仕水増候節ハ大東之分者流可申候、
 内海村船着迄陸持里程凡三里拾五丁

御建野路山生越 立七丁、但まねのうね二而
 一野山巻ヶ所 横拾五丁、但さるひたい 同村
 よりまねノうね迄山中分三而

右大境
 南ハさるひたいうね通り赤木ノうね頭迄
 雨落限中切村山境
 西ハ右赤木ノうね頭より上まね迄
 雨落限り
 北ハ右上まねよりうね通り下まね迄
 雨落限り原畑村山境
 東ハ右下ノまねよりさるひたいうね迄

立之程 不宜
 木筋 松 柴山 茅

松 長凡三間半以下
 廻り凡三尺九寸以下

御山所より
 原畑村小川端石かはな迄陸持里程概
 凡拾五丁、右石がはなより内海村船
 着迄、小川流里程凡三拾丁、但川拵
 瀬ひろい仕水増候節ハ大東之分ハ流
 可申候、内海村船着迄陸持里程凡三
 拾丁

* 『 』内は、内平自治会蔵本

『 野路山御札巻枚、下ノまね二御座候

一御建山巻ヶ所 立拾三丁 内平村
 横拾五丁

右大境
 南ハ平とこ段よりさるひたいうね通赤木
 のうね頭迄中切村御建山境雨落限り
 西ハ右赤木ノうね頭よりあふみ岩迄中畑
 村御留山境雨落限り
 北ハ右あふみ岩より下のまね岩迄原畑村
 御立山境雨落限
 東ハ右下のまね岩より平とこ迄

立之程 不宜
 木筋 松 柴山 茅

松
 長凡壹間半以下
 廻り凡貳尺九寸以下

御山所より
 原畑村小川端石かはな迄陸持里程概
 凡拾五丁、右石かはなより内海村船
 着迄、小川流里程凡貳拾丁、但川拵
 瀬ひろい仕水増候節ハ大束之分ハ流
 可申候、内海村船着迄陸持里程凡三
 拾丁

一荒神森壹ヶ所
 立六間
 横六間
 但
 松長三間
 廻り三尺、壹本
 雑木

まつが谷山
 一野山壹ヶ所
 立貳町
 横五町
 但しだ草山村中入相山

右境
 北ハ原畑村境瀧の本より
 南ハ中切村境掘切迄

一腰林数五拾三ヶ所

内
 しぶの向山
 壹ヶ所
 立三拾間
 横拾五間
 但小松・しだ
 吉郎兵衛

しぶの向山
 壹ヶ所
 立三拾五間
 横拾貳間
 但松
 長貳間以下
 廻り壹尺五寸以下
 しだ
 為兵衛

同山
 壹ヶ所
 立四拾間
 横貳拾間
 但
 松長壹丈以下
 廻り壹尺以下
 しだ・から竹
 勘右衛門

同山
 壹ヶ所
 立拾五間
 横八間
 但
 雑木 持主内海村百姓
 しだ 弥八郎
 から竹

清水山
 壹ヶ所
 立拾貳間
 横貳拾五間
 但
 松長貳間以下
 廻り壹尺貳三寸以下
 小松 与三兵衛
 雑木・しだ

同山
 壹ヶ所
 立六拾間
 横四拾間
 但
 松長壹丈以下
 廻り八九寸以下
 しだ 太郎兵衛

同山
 壹ヶ所
 立拾間
 横拾間
 但松
 長貳間以下
 廻り壹尺四五寸以下
 与三兵衛

池の谷山
 壹ヶ所
 立拾五間
 横貳拾間
 但
 松長壹丈以下
 廻り八九寸以下
 雑木・しだ 太郎兵衛
 から竹

たを山
 壹ヶ所
 立拾貳間
 横貳拾五間
 但
 松長貳間以下
 廻り壹尺以下
 雑木 為兵衛

同山
 壹ヶ所
 立拾間
 横六間
 但松
 長貳間以下
 廻り壹尺以下
 清兵衛

同山
 壹ヶ所
 立拾貳間
 横貳拾五間
 但
 小松
 雑木・しだ
 長作

同山
 壹ヶ所
 立八間
 横拾間
 但
 小松 七郎右衛門
 雑木 後家

清水鼻山

卷ヶ所 立六間 但 小松
横拾七間 雑木・しだ 平三郎

地主山

卷ヶ所 立拾間 但 小松
横貳拾三間 雑木 勘七

同山

卷ヶ所 立貳拾間 但 松 長卷丈以下
横拾五間 廻り八九寸以下 庄兵衛

同山

卷ヶ所 立拾五間 但 小松
横貳拾五間 雑木 平三郎

向田山

卷ヶ所 立拾間 但 小松・しだ 喜兵衛
横貳拾間

同山

卷ヶ所 立六間 但 小松・しだ 吉郎兵衛
横貳拾間

くちのふかさこ山

卷ヶ所 立貳拾間 但 小松
横拾五間 雑木 九左衛門

同山

卷ヶ所 立三拾間 但 小松
横拾貳間 雑木・しだ 善兵衛

向田山

卷ヶ所 立拾三間 但 松長貳間半以下
横拾五間 廻り貳尺以下 雑木 為兵衛
から竹

赤はつとう山

卷ヶ所 立拾三間 但 松長卷丈以下
横六間 廻り壹尺以下 雑木 平三郎

同山 卷ヶ所 立拾間 但 小松・しだ 持主内海村百姓
横六間 作十郎

同山 卷ヶ所 立拾間 但 小松
横拾三間 雑木・しだ 忠三郎

同山 卷ヶ所 立拾五間 但 小松 持主内海村百姓
横拾間 雑木 作十郎

本谷山 卷ヶ所 立拾五間 但 小松・しだ 源右衛門
横四間

同山 卷ヶ所 立七間 但 松長貳間半以下
横拾間 廻り貳尺以下 雑木 勘右衛門

同山 卷ヶ所 立五間 但 松 長卷丈以下 清兵衛
横四間 廻り八九寸以下

同山 卷ヶ所 立貳拾間 但 松長貳間以下
横貳拾間 廻り貳尺以下 雑木 持主内海村百姓
庄七

同山 卷ヶ所 立三間 但 小松 善四郎
横三間

上こやノ向山 卷ヶ所 立五間 但 小松・しだ 源右衛門
横拾間

上ノ山

壱ヶ所	┌	立拾間	但	松長貳間以下	勘 七
		横貳拾間		廻り壹尺以下	
				雑木	

かけの山

壱ヶ所	┌	立六間	但	小松	吉郎兵衛
		横拾五間		雑木	

かうこ山

壱ヶ所	┌	立拾五間	但小松・しだ	源 七
		横拾五間		

同山

壱ヶ所	┌	立拾間	但小松・しだ	三 助
		横拾八間		

右之通相違無御座候、以上

享保拾壹年午ノ二月

庄屋
九郎右衛門 印
与頭無御座候
下山守
長 助 印
長百姓
吉郎兵衛 印
同
庄 吉 印

御山方様